議案第４８号

上越市下水道条例の一部改正について

上越市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例（昭和６３年上越市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項の表中

「

１，４２７．７６円
７２．３６円
１８０．３６円
２１０．６０円
２４５．１６円
２９９．１６円
７１．２８円

」を「

１，４５４．２０円
７３．７０円
１８３．７０円
２１４．５０円
２４９．７０円
３０４．７０円
７２．６０円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、改正後の第２２条の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。